

人身売買および奴隷労働に対する方針

背景: ノードソンは人身売買、強制労働、そして違法な児童労働（人身売買および奴隷労働）のない職場環境を約束します。倫理的かつ合法的な雇用慣行を促進する責任があると、私たちは強く信じています。このような雇用慣行は、当社の世界中における供給業者、下請業者、取引業者（総称して「サプライヤー」）も従う必要があります。本方針はカリフォルニア州サプライチェーン透明法（California Transparency in Supply Chains Act）も順守します。

適用範囲: 本方針は、ノードソンコーポレーションおよびすべての子会社（総称して「ノードソン」）ならびにすべてのサプライヤーの全従業員に適用されます。本方針のいずれかの内容が現地の法律に抵触する可能性がある場合には、本方針の解釈および適用について現地の法律が優先します。

1. 定義

人身売買: 搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用もしくはぜい弱な立場に乗じることまたは他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭もしくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受することをいう。

強制労働: ある者が、自分の意思によるものでなく、暴力または処罰の脅威の下で行う一切の労働又は奉仕。

児童による有害労働: 子どもを経済的に搾取する雇用、子どもの教育に有害となるおそれのある労働、子どもが教育を受けることを妨げるおそれのある労働、子どもの健康を害するおそれのある労働、または子どもの心身的、精神的、道徳的、社会的発達を害するおそれのある労働から成る。

2. 根拠

ノードソンは、販売する製品の製造における違法な児童労働または強制労働を容認しません。また、いかなる形式でも児童労働または強制労働の雇用や利用を行うサプライヤーの製品またはサービスは承認しません。人身売買および奴隷労働は、州法、連邦法、国際法上の犯罪です。こうした犯罪は世界中の国に存在します。本方針は、ノードソンの組織内部からだけでなくサプライチェーンからも人身売買および奴隷労働を根絶するために、当社が取り組む方法を定義するものです。

3. 要件

ノードソンおよびサプライヤーには以下の要件があります。

- 強制労働（例、従業員が自分の意思によるものでなく処罰の脅威の下で行う作業または奉仕）を利用しない。
- 雇用が全期間を通して自由意思によるものであることを保証する。
- より厳しい年齢制限が定められた具体的な契約がある場合を除いて、適用法に規定された最低年齢要件を順守する。
- 法的に要求される最低賃金額以上の賃金および利益を支給するとともに、時間外手当の基準を順守する。
- 1日あたりの最大労働時間に関する適用法を順守する。

4. 責任

- **トレーニング**

サプライチェーン・マネジメントを担う従業員は、サプライチェーン内でのリスクを軽減する方法など人身売買および奴隷労働に関するトレーニングに参加しなければなりません。

- **リスクの報告**

サプライチェーン・マネジメントを担う従業員は、当社のサプライチェーンにおける人身売買および奴隷労働のリスクについて評価および対処しなければなりません。潜在的なリスクを特定した場合は取締役、サプライチェーン・マネジメント、倫理・コンプライアンスコーディネーターに報告します。

- **サプライヤーの証明**

サプライチェーン・マネジメントを担う従業員は、製品に利用される原材料がその国または事業を行う国の人身売買および奴隷労働に関する法律を順守したものであると証明することを、直接のサプライヤーに要求します。

- **監査**

当社は本方針に関する監査を定期的に行います。

- 開示

ノードソンは、人身売買および奴隷労働の根絶に向けてこれまで行ってきた取り組みをウェブサイトに掲載します。

5. 違反した場合の結果

- 従業員が違反をした場合

本方針の基準を満たさない従業員または人身売買および奴隷労働を行うサプライヤーの報告を怠る従業員は、雇用の終了を含む懲戒処分の対象となります。

- サプライヤーが違反をした場合

人身売買および奴隷労働を行うサプライヤーに対しては、供給契約を解除します。

ノードソンへのサプライヤーが本方針に違反していることが判明すれば、当社は速やかに是正措置を取り違反に対処します。

発効日: 2011 年 7 月 15 日